

## 要綱第12条の別表に示した経費の具体的な対象事業及び判断基準

※内容のみで判断はせず、判断基準等の内容をよくご覧いただき補助対象の可否をご判断ください。  
 ※令和3年9月1日以降に掲載されるものは対象外です。

項目	内容	判定結果	判断基準等
印刷物・看板等制作委託費	立て看板	○	制作物に認証店であることの記載があれば対象となります。
	横断幕、のぼり	○	制作物に認証店であることの記載があれば対象となります。
	チラシ、ポスター	○	制作物に認証店であることの記載があれば対象となります。
	外照式看板照明	○	制作物に認証店であることの記載があれば対象となります。
	内照式看板照明	○	制作物に認証店であることの記載があれば対象となります。
	スポットライト	○	委託費に含まれていれば対象となります。
	広告用ポケットティッシュ	○	中に挟み込む広告紙やカードは対象となります。ティッシュ本体の制作費は対象外です。
	広告用ウェットティッシュ	○	ポケットティッシュと同様です。
	ショップカード	○	認証店であることの記載があれば対象となります。
試供品、ノベルティ、封筒、名刺	×	他の用途での使用が主であるため、対象外です。	
WEBサイト制作委託費	サイトの作成・改修	○	サイト内に認証店であることの記載があれば対象となります。ただし、自社サイトにかかるものに限ります。
	運用費、保守費、管理費	×	対象外です。
	パソコン購入費	×	WEBサイトを制作するためのパソコン購入費は対象外です。
広告掲載費	チラシ折込、新聞、雑誌、DM、WEB広告	○	広告内容に認証店であることの記載があれば対象となります。
	求人・懸賞・他社の名称や商品等を含むもの	×	対象外です。
映像制作委託費	映像制作	○	映像内に認証店であることが含まれていれば対象となります。
	ソフトウェア、ディスク、機材等の購入費	×	映像を制作するための機材費等は対象外です。